

登録文化財を活かす連続イベント報告



どないする？
「文化財の活用のあり方とかかるお金」



登録文化財を活かす連続イベント

2008年10月～2009年3月

山田家住宅

泉南市新家3148-1 連絡先 TEL:072-483-2107 FAX:072-483-2107
http://www.rinku.zaq.ne.jp/bkacz303/

- 一般公開と水墨画展 10月25日(土)・26日(日)10:00～16:00
ハーモニカ演奏は26日(日)14:00～15:00
- 一般公開と手織り展 11月22日(土)・23日(日)10:00～16:00
オカリナ演奏は23日(日)10:30～11:30



畑田家住宅

羽曳野市部470 連絡先 TEL:072-955-4101 FAX:072-762-7495
http://www.culture-h.jp/hatadake-katsuy/

- フォーラム「少子化をめぐる話題ー将来の社会と医療を考える」
(大阪大学名誉教授 岡田伸太郎)
11月16日(日)14:00～17:00 一般公開は16日(日)10:30～12:30
- 丹比小学校生の見学とおしやべり会 (一般参加できません)
12月4日(木)10:30～12:30
- 新田小学校へ出前授業「日本の古い住宅に見られる生活の工夫」
12月9日(火)13:40～15:15 (一般参加できません)



寺田家住宅

柏原市今町2-1-14 連絡先 TEL:072-971-3909 FAX:072-971-8808

- 一般公開と現地説明会(重要文化財・三田家住宅同時開催)
11月23日(日)10:00～16:00



寺西家住宅

大阪市阿倍野区阪南町1-50-25 連絡先 TEL:06-6624-7618 FAX:06-6624-7618
http://www.teranishike.com/

- 上方演芸フォーラム「上方落語の開催」(定員60名)
11月28日(金)18:30～21:00



兒山家住宅

堺市中区陶器北1404 連絡先 TEL:072-234-1474 FAX:072-234-1474
http://blog.zaq.ne.jp/nayamuseum/

- 伝統工法ワークショップ1「土壁塗り」(定員20名;申込要)
11月30日(日)13:00～17:00
- 伝統工法ワークショップ2「焼板づくり」(定員20名;申込要)
2月22日(日)13:00～17:00



南川家住宅他

貝塚市新町13-7 連絡先 TEL:072-432-0580 FAX:072-437-3672

- 春の町家雛めぐり 3月2日(月)～15日(日)10:00～16:00
- 春の町家雛茶会 3月7日(土)・8日(日)13:00～16:00
- 町家見学会 3月14日(土)・15日(日)10:00～12:30と
14:00～16:30



大阪府登録文化財所有者の会

事務局 〒545-0021大阪市阿倍野区阪南町1-50-25 寺西興一方
TEL・FAX 06-6624-7618
E-mail teranishikouji@yahoo.co.jp
http://www.culture-h.jp/tohoku-osaka/

目次	■事業のあらまし	P1
	■イベントの実施状況	P3
	1. 実施のプロセスと実施体制	P9
	2. 実施する組織のタイプ	P11
	3. 実施するための労力	P11
	4. 活用事業にかかる経費	P13
	5. 文化財の公開にともなう問題点	P16
	6. 文化財の文化的活用の効果	P16
	7. 文化財活用に必要な協力、支援	P18
	8. まとめと今後の展開	P19
	■文化財活用に取り組む組織の紹介	P20

■事業のあらまし

(1) 事業名称等

〔事業名称〕 どないする？文化財の活用のあり方とかかるお金

〔実施団体〕 大阪府登録文化財所有者の会

〔活動を行った文化財の名称〕 山田家住宅（泉南市）、畑田家住宅（羽曳野市）、寺田家住宅（柏原市）、寺西家住宅（大阪市）、兒山家住宅（堺市）、南川家住宅（貝塚市）

〔事業経費〕 1,284,989 円（内文化庁委託金額 997,000 円）

(2) 事業の目的

大阪府内の登録文化財建造物では、一般公開、講演会、フォーラム、音楽会などの活用及び土壁塗り等の体験実習、さらには小学校と連携し、古民家で昔の人の生活の知恵の学習などの活用も行われている。しかし、これらの殆どが、所有者の好意や熱意、それを応援する人々のボランティア活動によって支えられている。本事業の目的は、文化財活用の輪をひろめ、かつ継続的に行っていくために、それを支えている組織や費用の実態把握とこれらの活用を行政自らが行ったと仮定した場合の費用を算出することによって、行政との協力関係のあり方を提案することである。

(3) 事業活動の内容

①事業実施の基礎データとしての登録文化財の運営組織と活動内容は、次のとおりで、延 29 日間で 2,000 名を超える参加者があった。

◎畑田家住宅 「畑田家住宅活用保存会（会員 302 名）H12 年設立」

- ・フォーラム「少子化をめぐる話題」（大阪大学名誉教授 岡田伸太郎）50 名
- ・丹比小学校生の畑田家見学とおしゃべり会（畑田耕一他）小学校 4 年生 134 名
- ・新田小学校への出前授業（畑田耕一）小学校 6 年生 96 名

◎山田家住宅 「山田家住宅保存活用協議会（会員 115 名）H16 年設立」

- ・ハーモニカ演奏と水墨画展 169 名
- ・オカリナ演奏と手織り展 152 名

◎寺田家住宅 「柏原市、大阪府建築士会」

- ・一般公開事業 234 名

◎兒山家住宅 「ナヤ・ミュージアム（会員 20 名）H16 年設立」

- ・伝統工法ワークショップ「土壁塗り」19 名、「焼き板」24 名

◎寺西家住宅 「田辺寄席（会員 650 名）S49 年設立」

- ・上方落語「田辺寄席」60 名

◎南川家住宅 「NPO 法人 摂河泉地域文化研究所（会員 20 名）H19 年設立」

- ・春の町家雛茶会 60 名
- ・登録文化財の町家見学会 100 名
- ・町家の春雛めぐり 1,031 名

②活動を支える組織とお金の把握

◎活動を支えている組織の体制と事業推進の流れ(次ページ図参照)の把握

◎活動に係る実費の算出とボランティアの労力をお金に換算して把握

(4) 事業の成果

①運営組織のタイプは、ア、活用保存会タイプ(当該文化財を活用するための恒常的な運営組織) イ、部屋貸しタイプ(当該文化財所有者が、広く文化活動している組織に部屋を貸す場合) ウ、臨時支援タイプ(そのイベントのためのみの運営体制) エ、地域での組織化タイプ(個々の文化財単位ではなく、地域として活用を図るタイプ) に分類できる。

②事業活動推進に要した労力（人工数＝人数×時間）の段階ごとの割合は、事業の性格により異なるが、全体を平均的に見ると、企画及び事前準備段階が全体の 5 割、実施当日の受付、進行役、

講師接待、警備等が3割、事後の整理・まとめと報告書作成が2割で、事前準備と事後のまとめにかなりの労力が割かれていることが伺える。

③今回の、文化財建造物での所有者による活動にかかった実費は、約85万円であるが、同じ活動の委託費用を行政方式で算定すると、約1000万円になる。文化財所有者の活動実費はその約10分の1で済んでいることになる。

④文化財所有者と行政との協力関係

◎行事当たり一定金額（5～10万円程度）の財政的支援、文化財活用保存目的税の制定、建物および敷地の固定資産税・相続税の減免などの税制支援、広報活動への協力、機材の貸与、文書印刷などの物的援助、行政職員の企画・実行段階での技術力供与や情報提供などの人的支援が必要である。

⑤市民・団体に期待する支援

◎市民、地域の各種団体、企業などの文化活動への積極的参加と精神的、物的支援、ならびに専門家集団（大学、建築士会など）、マスコミ、文化基金等の支援の得られることが望ましい。

（5）事業の自己評価

①文化財の活用は、地域の教育・文化レベルの向上に大きく貢献しており、かつ、行政が行ったときの十分の一程度の費用で、きわめて効果的に行われている。

②活用が継続して行われるためには、教育・文化に興味を持ち、企画・実行能力、文章作成能力、情報技術能力等を持ち、且つ広範囲な人的ネットワークを持つ人材が必要で、そのための教育的・社会的な配慮・措置が不可欠であることが分かった。

（6）今後の展開

①登録文化財建造物での文化・教育活動の継続と拡大が緊急の課題である。その達成のために、今回の成果をもとに登録文化財所有者に対し、働きかけを行う。

②国民の登録文化財建造物への認識を深めるには、その数の増大が必要である。そのために、文化行政に携わる人材の増強が緊急課題であることを為政者、市民に訴える。

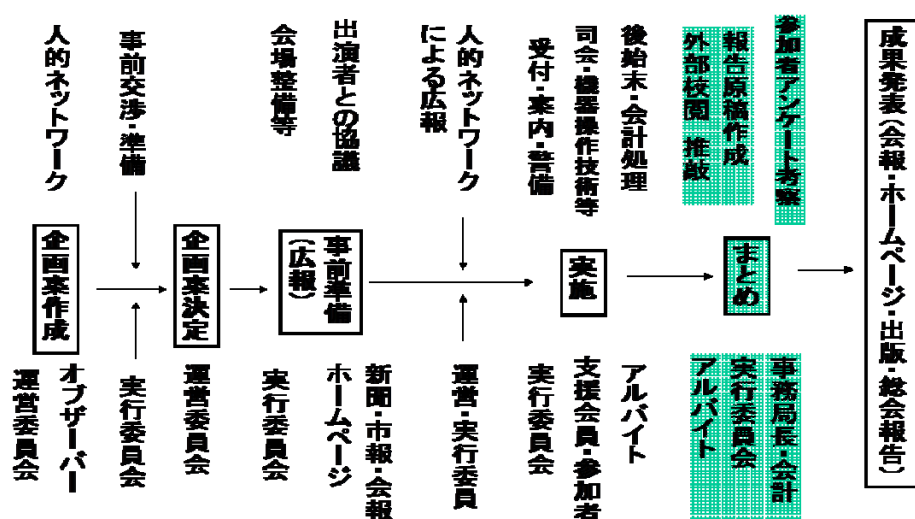
③登録文化財の活用を通じ、その維持管理の費用について所有者の負担軽減を訴える。

④行政・企業・市民で支える文化財活用保存基金の設立を目指す。

（7）次世代への継承と平成の文化財の創成

このような登録文化財活用事業の継続的な実施を、次の世代にどのように引き継いでいくかが、文化財の活用保存と国の文化伝承上の大きな課題である。この解決が平成の文化財の創成につながる。

●イベント実施の流れとその担い手



■ イベントの実施状況

山田家住宅

担当組織：山田家住宅保存活用協議会

1. 一般公開と水墨画展（10月25・26日） ハーモニカ演奏会（26日のみ）



水墨画展では、古希を迎える水墨画家の向井俊生氏の作品 100 点が長屋門ホール及び主屋の座敷に展示された。水墨画の掛け軸を中心に集めた個展で、題材によって長短様々な軸がみられた。主屋の座敷での掛け軸の展示は、襖絵と共存してとてもよい雰囲気を醸し出していた。ハーモニカ演奏会は土間で開催され、第一部はアンサンブル演奏、第二部は尾崎孝雄氏の独奏、第三部は来場者全員が歌うプログラムであった。曲目は、かつて中高年世代が歌った馴染みあるものを選定していたため、聴衆も聴きながら口ずさむ姿が見られた。

参加者からは「懐かしい童謡や小学唱歌の調べに癒されました」や「古希を迎えられた先生の作品をたくさん拝見でき、幸せをかみ締めました」などの感想がよせられた。

イベントに参加する人はリピーターが多く、ハーモニカ演奏を聴きに来た人も中高年の女性が中心で、地元の人が 7 割ほどを占めている。一方、水墨画の鑑賞には泉南市一円から人が集まり、市外の来訪者も 5 割程度みられた。

2. 一般公開と手織り展（11月22・23日） オカリナ・コンサート（23日のみ）



手織り展では、手織塾「和なごみ」の作品が展示された。展示会場に手織り機を持ち込んでの各種技法の実演や体験織りが行なわれ、見学者の質問に答える姿や見学者に体験織りを奨めて交流を図る姿、お茶を飲みながら談笑する姿が見られた。オカリナ・コンサートでは、コンドルサカタによるトークとオカリナ演奏が行なわれた。色々な種類のオカリナ楽器を首からぶら下げ、また舞台に並べて、曲に合わせて取り換えながら独奏が披露された。古民家の土間に響くオカリナを聞いていると、「オカリナの音色のための会場」といえるほど舞台設備・音響環境が最適で、とてもよい雰囲気であった。演奏後、独奏者と来訪者の間で交流する時間が設けられ、土間で談笑して楽しんでいた。

オカリナ演奏の参加者は音楽を愛する中高年の男女が中心で、一方、手織り展の参加者は主に女性で、手織りに関心があるのに、見る機会、織る機会がなく、この機会にぜひという人が多かった。

山田家共通事項 一般公開では、初めて来訪した人を対象に、泉南案内人が屋敷内の各所を案内し、説明を行なった。広報は、イベントチラシを作成して様々なところに置き、また、協議会通信秋号に掲載したほか、毎月発行される泉南市の広報誌のイベント紹介ページにも掲載された。

畑田家住宅

担当組織：畑田家住宅活用保存会 協賛：大阪大学総合学術博物館

3. 畑田家住宅を一般公開！同時開催：フォーラム「少子化めぐる話題」（11月16日）



一般公開では、主屋の大部分と長屋門、供部屋、蔵、納屋、付属屋を案内し、歴史、構造上の特徴、生活上の工夫などについて説明がなされた。フォーラムは、仏間、居間、サンルームをつないで行われ、小児科医で「少子化」に関心を持ち、まだ社会の関心が低かった頃から大学の講義で毎年この問題を取り上げてきた大阪大学名誉教授岡田伸太郎先生が講演を行なった。内容は、日本の少子化の状況と、それがこれまでの日本にどんな影響を与えてきたのか、これから先の見通しはどうか、近隣諸国の動向、日本の「少子化」の世界の状況の中での位置づけなどであった。講演終了後、少子化の原因となる社会の状況と少子化が社会に与える影響の両面から90分にわたり討論が行なわれた。話題は少子化から関連する広い分野に発展し、多くの参加者はカフェスタイルの話し合いを楽しんだ。

講演者と参加者、また、参加者同士の距離が近く、同じ目線で学べる温かい雰囲気であった。

参加者は、畑田家住宅活用保存会の会員、大阪大学・放送大学関係者、畑田氏の知人が3割程度で、その他は一般の人たちである。年齢幅は33～82歳と幅広く、平均年齢は60.4歳であった。

広報は、イベントチラシを畑田事務局長と羽曳野市役所吉澤氏が作成し、掲示・配布が随時行なわれた。また、活用保存会ホームページ、羽曳野市広報誌（月刊）にも掲載された。

4. 丹比小学校生の見学とおしゃべり会（12月4日）



通学エリア内の畑田家住宅を訪れる毎年恒例の見学会で、4年生の授業の一環として取り組まれた。児童は3つのグループに分かれて、庭、玄関付近、家屋内を見学し、説明を受けた。最後に全員が庭に集まって、畑田耕一氏から「命の大切さ」の話を聞き、質問コーナーにも時間を割いて、集合写真を撮った後、学校に戻った。児童たちにとっては古く広い住宅が想像以上に未知の世界だったようで、彼らが素直で健全な興味を持っていることが伝わってきた。五右衛門風呂や台所、様々な道具に対する興味のほか、家屋の田の字型の構造、梁の太さ、古いのに汚れていない、古いものを保存するには努力がいるなど、子どもらしい感想から着眼点の鋭い感想まで幅広く、児童にとって有意義な機会となったことが伺えた。

参加者は、大阪府羽曳野市立丹比小学校4年1～4組の児童134人と、同小学校校長、各クラスの担任の先生4人の総勢138人であった。後日、児童による感想文の記入と学級通信「クローバー」に掲載された。

5. 新田小学校へ出前授業「日本の古い住宅に見られる生活の工夫」(12月9日)



大阪府豊中市立新田小学校で、畑田家住宅を題材とする日本の古い木造住宅に見られる生活の工夫について、畑田家当主畑田耕一大阪大学名誉教授が、実物としては昔の生活用具の「がんどう」と「竿ばかり」を持参し、他はスライドを用いて授業を行った。約2時間の授業時間の中に、お話と質問の時間を設け、日本の伝統的な木造住宅にほとんど関心も経験もない子どもたちに、如何にして興味を持たせるかということや、児童の質問や意見を出来るだけ引き出すことに配慮した。広い庭やそこに大きな木が何本もあること、部屋の仕切りが襖や障子であり、簡単に取り外し出来ることなどに大きな驚きを示す子どもたちがたくさんいた。木造住宅の構造上の工夫、大黒柱の意味、材木の再利用などの話を、鉄筋コンクリートの家に住んでいて木造住宅にはあまり馴染みのない子どもたちも、豊かな好奇心と鋭い観察力を活かして聞いている姿を見ると、話の内容をよく学び取ってくれていることが分かった。担任の先生からも児童たちにとってとても良い刺激になったという評価を得た。

参加者は、大阪府豊中市立新田小学校6年生96人と担任の先生であった。

寺田家住宅

担当組織：三田家・寺田家、柏原市教育委員会

6. 三田家住宅 寺田家住宅 一般公開(11月23日)



国の重要文化財である「三田家住宅」では、主屋・大戸・駒つなぎ・荷ずり棒・置き敷が公開され、国の登録文化財である「寺田家住宅」では、主屋・内蔵・南門・東門・離れが公開された。両家とも座敷を土間や庭から見学することができた。一般公開時に、「奈良街道ぶらり歩き」マップが配布された。これは、三田家住宅・寺田家住宅のすぐ近くを通る奈良街道を中心に、「柏原神社」や「柏原船だまり跡」など、周辺の名所を歩いて回れるようなマップであった。

参加者からは、「日常的に両家の前を通行するだけで内部の様子は分からなかったもので、見る事が出来て良かった」、「両家ともご当主から説明してもらえたので、とても感激した」、「専門家の解説があり、部屋の配置や建具の細かい工夫がよく分かった」、「また公開の機会を作って欲しい」という声があがっていた。初めての一般公開の取組みに234人の一般市民が参加した。

7. 伝統工法ワークショップⅠ 「土壁」(11月30日)



「つくって楽しむ」という精神と伝統工法を伝えたいという思いから始まった伝統工法ワークショップでは、「土壁づくり」が行なわれた。場所は、北側の納屋の中壁の補修で、参加者は、指導員の西井氏から土壁の説明を受けた後、実際に土壁を塗る作業を行なった。初めてで慣れない手つきながらも、真剣にかつ楽しみながら土と触れあう姿が見られた。休憩タイムには、兒山氏からパネルを用いて「ナヤ・ミュージアム」の説明があり、兒山家住宅周辺の散策や伝統野菜への取り組みの紹介、ナヤ・ミュージアム内の農機具類の説明、蔵内の生活用具などの説明、交流会など、盛りだくさんなプログラムであった。参加者からは、「伝統的なものを大切にしたい」「貴重な体験が出来た」という感想がよせられた。

参加者は19人で、大学生を含む若者層が多かった。また、常連の地元の人も参加しており、今後につながる取り組みになってきている。

8. 伝統工法ワークショップⅡ 「焼き板」(2月22日)



この日の伝統工法ワークショップでは、実際の板壁に使う杉の「焼き板づくり」が行なわれた。参加者は、大工の谷口昇氏から焼き板の講義を受けて練習した後、交代で焼き板体験とナヤ・ミュージアム見学を行なった。その後は焼き芋を食べながら交流会が行なわれた。

参加者は24人であった。

寺西家住宅

担当組織：田辺寄席世話人会・どっぶり昭和町事務局

9. 上方演芸フォーラム 上方落語田辺寄席 in 寺西家 (11月28日)



阿倍野青年センターなどで行なわれている上方落語「田辺寄席」が、寺西家住宅で行なわれ、若手の落語家からベテラン落語家まで、4人の落語家が出演して上方寄席を披露した。プロによる落語と寺西家住宅の雰囲気、また演者と観客との距離が近いことから、会場全体が一体化し、笑いの絶えない2時間半であった。4人の落語が終了した後に、「田辺寄席」での人気イベントであるプレゼント抽選会が行なわれ、大変盛り上がっていた。



田辺寄席終了後、初めて寺西家住宅を訪れた人たちが、寺西家の庭や内装を眺める姿や、寺西氏に住宅について質問するなど、参加者と所有者が交流する場面もあった。

参加者は60人で「田辺寄席」の常連客が多かったが、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の人たちが集まり、会場は立ち見客が出るほど、大勢の人たちで賑わった。

南川家住宅

担当組織：NPO法人 摂河泉地域文化研究所

10. 町家の春雛めぐり (3月2日～15日)



第7回目を迎える「町家の春雛めぐり」は、江戸、明治、大正、昭和の雛人形や雛道具が街角に並び、自由に見学することができるイベントである。展示会場は貝塚寺内町の町かどギャラリーと明治、大正、昭和暮らしの資料館で、町かどギャラリーは寺内町地域内にある商店などのウインドウや店内、9ヶ所であった。

参加者は、各所に展示してある雛人形を見て回りながら、地域の商店主らとも会話が弾み、いたるところで交流している姿が見られた。



参加者は2週間で1,031人にのぼり、「本格的な雛人形を飾る機会や目にする機会がないため、毎年楽しみにしている」という声が聞かれた。

1 1. 雛まつりの茶会 (3月7日・8日)



雛まつりの茶会が、明治、大正、昭和暮らしの資料館で行なわれた。雛まつりの茶会は、雛めぐりと併せて毎年開催しているイベントで、講師を呼び、本格的なものとなっている。

参加者からは、「本格的な茶道具を使って行なわれる茶会は、ノスタルジーを感じる町家での開催と相俟って、非日常を味わえる絶好の機会だ」という声が聞かれた。

茶会の参加者は 60 人で、多くの人たちで賑わった。

1 2. 登録有形文化財の町家と雛人形めぐり (3月14・15日)



登録有形文化財の町家と雛人形めぐりは、貝塚寺内町に多数集中している登録有形文化財と各家に代々受け継がれてきた雛人形を一般公開するイベントである。感田神社をスタートして、約2時間30分で16箇所をめぐり、NPO 法人摂河泉地域文化研究所理事長・南川氏による説明が行なわれた。

普段は一般公開していない登録文化財もこのイベントには参加し、盛大に行なわれた。町全体に雛人形が飾られ、いたるところで地元住民と見学者、見学者同士が交流する姿が見られた。

参加者は、100 人で、「各家所蔵の歴史的な雛人形を見て回ることが出来て、嬉しかった」という声が上がった。

南川家住宅共通事項 広報は、ポスターを作成し、張り出した他イベントチラシを作成して駅など様々なところに置いてし、PRした。泉南市の広報誌「ニュースせんなん」のイベント紹介ページや、ミニコミ紙「あさひゆめほっと」にも掲載された。

1. 実施のプロセスと実施体制

今回実施した 12 のイベントのそれぞれについての記録をもとに、事業の企画から、準備、実施、まとめにいたるプロセスと実施体制(表 1 および次頁の図参照)を概観する。なお、次頁の図は 2 頁の図を読者の便宜のために再掲するものである。

(1) 広報と事前準備

広報として、まず、イベントごとに手づくりでA4版程度のちらしが制作・配布されるとともに、それを拡大したものなどがポスターとして掲示されている。寺西家住宅の上方落語の開催では、田辺寄席ニュース「寄合酒」に掲載され、会員に郵送されている。

インターネットを活用した広報としては、ホームページやブログへの掲載、メールでのお知らせがなされている。

山田家住宅、畑田家住宅及び寺田家住宅のイベントは市広報誌で紹介されている。また、南川家住宅のイベントは貝塚市観光案内所の発行するちらし「ぷらぷら」に掲載されている。

マスコミ、ミニコミへの情報発信もなされており、兒山家住宅のイベントは、地域紙「泉北コミュニティ」や「きんき民家塾ニュース」に掲載、南川家住宅のイベントは、「ニュースせんなん」や「あさひゆめほっと」で報道されている。

参加申し込みを必要としている場合は、主催者への電話による申し込み、ファックスとメールによる申し込みの方法がとられている。畑田家住宅のフォーラムでは行政でも参加申し込みの受付が行なわれている。

事前準備として、運営する人の確保、資料やプログラムなどの準備、必要な機材や材料等の手配が行なわれているが、登録文化財所有者や主催者のメンバー、出演者や講師、行政職員などが、ケースバイケースで取り組んでいる。

屋内の片付け・清掃は登録文化財所有者の家族や主催者が行なっているが、屋外の整備・清掃、特に庭の手入れは庭師に、外注しているところもみられる。

イベントのための機材搬入や会場設営は主催者のメンバーが行なっている場合が多いが、畑田家住宅のフォーラムでは、プロジェクターやスクリーン、アンプ、コンピューターなどを行政職員も協力して準備している。また、寺西家住宅の上方落語の会では、寺西長屋の飲食店の従業員たちが舞台装置の搬入・設営を行なっている。

●表 1 イベント実施のプロセス

企 画 準 備	1. 企画づくりの段階	1-1 発意 1-2 企画づくり 1-3 主催者側の合意 1-4 出演者との交渉 1-5 その他
	2. 広報の段階	2-1 ポスター制作・掲示 2-2 ちらし制作・配布 2-3 新聞・雑誌・TV 等 2-4 その他
	3. 事前準備の段階	3-1 参加申し込み受付 3-2 運営人員の確保 3-3 資料・プログラム作成 3-4 必要機材・材料手配 3-5 屋内のかたづけ・清掃 3-6 屋外の整備・清掃 3-7 会場準備 3-8 雨天対策 3-9 その他
実 施	4. 設営準備の段階	4-1 機材等搬入 4-2 会場設営 4-3 その他
	5. 当日実施の段階	5-1 受付・販売 5-2 渉外・接待 5-3 機器操作・撮影 5-4 案内・警備 5-5 司会・進行 5-6 出演者出迎え・見送り 5-7 その他
	6. 当日のかたづけの段階	6-1 参加者集計 6-2 収支確認 6-3 支払い 6-4 収支決算 6-5 機材等の搬出 6-6 会場の現状復帰 6-7 その他
ま と め	7. まとめの段階	7-1 記録作成・総括 7-2 会報等への報告掲載 7-3 ホームページに掲載 7-4 出版 7-5 その他

(2) 当日の実施のための役割分担

イベントの当日は、必要に応じて、受付や案内、司会、進行のほか、パソコンやプロジェクターの設定、マイクの調整、録音、写真撮影などの役割が分担されている。

参加者の受付とともに、書籍や絵葉書、物品の販売、入会の受付などが行なわれていることが多い。

各事業は登録文化財の敷地内の一部の場所を限定して行なわれている。山田家住宅では長屋門と主屋の土間部分、畑田家住宅では仏間・居間・サンルーム、寺田家住宅では玄関と庭、兒山家住宅では納屋と屋外及び土間部分、寺西家住宅では座敷、南川家住宅では玄関や座敷を活用して取り組まれている。

寺田家住宅のほか、山田家住宅、畑田家住宅、南川家住宅では文化活動等に併せて登録文化財内部の一般公開を行なっている。その案内・説明は、山田家住宅では「泉南案内人の会」のメンバー、畑田家住宅では「畑田家住宅保存活用会」のメンバーと所有者やその家族、寺田家住宅では所有者と「社団法人大

阪府建築士会」のメンバー、南川家住宅他では「NPO 法人摂河泉地域文化研究所」の理事と各住宅の所有者が行なっている。

一般公開にあたっては、これまでに、盗難の被害にあった所もあり、警備は是非必要で、そのための人手の確保が大切である。

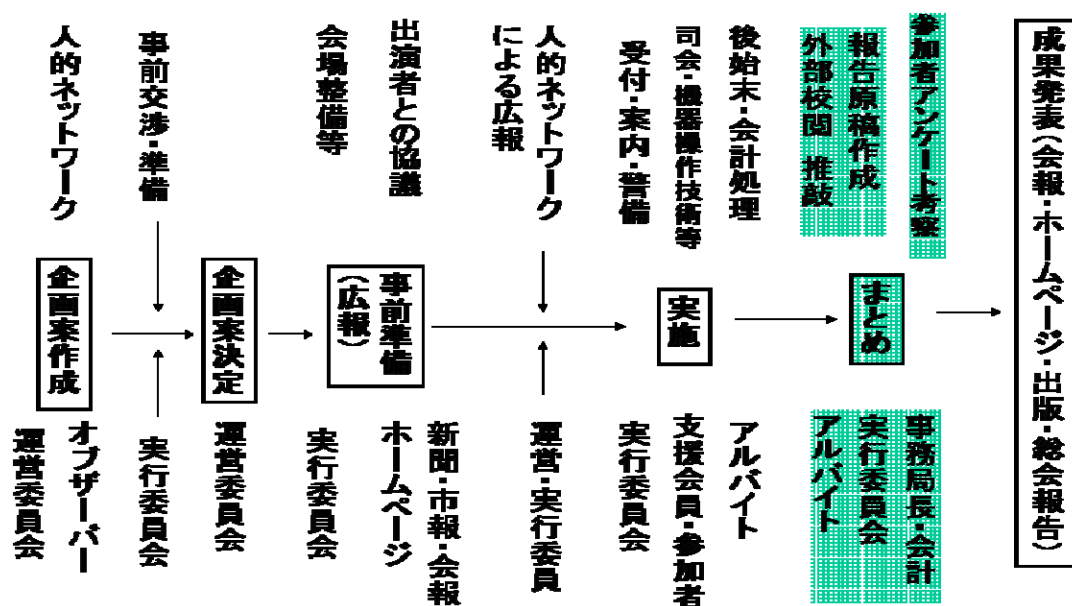
連続して2週間「雛めぐり」に取り組んだ南川家住宅では、会場準備や案内にアルバイトを導入している。

事業終了後には参加者数の集計や収入の確認、支払いが行なわれ、会場が現状復帰される。

(3) 事業実施後のまとめ

事業実施後のまとめは、さまざまな形で取り組まれている。山田家住宅では、協議会通信(季刊)、ホームページ、総会資料に報告を掲載、畑田家住宅では年報に報告を掲載するほか、1年以内に出版とホームページへの掲載が計画されている。兒山家住宅ではブログに当日の様子を掲載、南川家住宅他ではホームページに当日の様子を掲載している。

●イベント実施の流れとその担い手



2. 実施する組織のタイプ

登録文化財を本来目的以外に活用しようとするれば、「何をするのか」、「どのような企画や計画をするのか」などについて考えなければならず、また、それを「実際に誰がするのか」ということまで決めなければならない。

そうすると所有者だけでできることではなく、それに賛同し、協力してくれる支援者や支援組織が必要となる。今回、取り上げた事業については、何らかの支援者や支援組織がある。それらの支援組織を登録文化財の所有者の立場から見ると次のようなタイプに分けることができる。

(1) 臨時支援タイプ

あるイベントのために臨時に協力し、支援するタイプで、一回限りのものである。今回の事業では、寺田家住宅の「一般公開事業」がこれに該当し、柏原市と社団法人大阪府建築士会がこれを支援した。

(2) 部屋貸しタイプ

イベント等を行う組織が別にあり、そこに部屋等を貸すタイプである。この場合、企画から事業が終わるまでの全ての過程をその組織が行うため、所有者に直接労力がかからない。今回の事業では、寺西家住宅の「上方落語の会」が、これに該当し、地元の「田辺寄席世話人会」が上方落語会を行った。

(3) 活用保存会タイプ

登録文化財の活用のための恒常的な組織があり、その組織が年間の行事予定を企画し、実行に移すタイプである。今回の事業では、畑田家住宅、山田家住宅、兒山家住宅などでの活用事業がこれに該当する。この場合、会員を募集し、会費で運営できるので、活用事業が継続できるというメリットがある。

(4) 地域での組織化タイプ

個々の文化財単位ではなく、地域として活用を図るタイプの組織である。今回の事業では、貝塚市寺内町での「町家の春雛めぐり」、「雛まつりの茶会」、「町家見学会」の運営組織がこれに該当する。

3. 実施するための労力

支援者が組織づくりを行うことは、活用の出発点といえるが、登録文化財の活用事業を行うためには、これを実際に実働させなければならない。今回は、この実働に対する労力がどれくらいかかるのかを人工数(人数×時間)で把握した。

活用事業は、表 1 に示したように、以下のような手順で進められている。

- ①企画づくりの段階(発意、企画づくり、主催者側の合意、出演者との交渉など)
- ②広報の段階(チラシやポスターの制作・配布や掲示、新聞等のマスコミ等への働きかけ)
- ③事前準備の段階(参加申込みの受付、運営する人の確保、資料やプログラムの作成と印刷、必要機材や材料の手配、屋内のかたづけや清掃、屋外の整備、清掃、会場準備、雨天対策等)
- ④設営準備の段階(機材搬入、会場設営等)
- ⑤当日実施の段階(受付、販売、出演者の出迎えと見送り、渉外、接待、案内や警備、司会進行)
- ⑥当日のかたづけの段階(参加者の集計、収支の確認、機材等の搬出、会場の現状復帰と清掃、支払等)
- ⑦まとめの段階(記録の作成・総括、会報等への報告掲載、フォーラム内容の出版・ホームページ掲載)

事業毎にどれくらいの労力がかかっているのかを、それに関わった人数と時間数を掛け合わせた人工数として調べた。その結果、「事業内容の種類や開催日数」、「初めての企画か、何度も繰り返している企画か」、「主催者の重点の置き方」などによって、一事業を行うための労力には、大きな差が生じるが、その概要をみると、以下のようないえる。

(1) 活用事業にかかる主催者側の人数

活用事業を主催する側としては、企画立案から計画作成やPR作業、実施当日の会場設営・受付・司会進行、後かたづけやまとめなどをする人達の他に、講演者や実技者などの専門能力を持った人が参画することになる。これらの事業では開催日が1~2日のものであっても、主催者側に関わる人数として、最低5~6人は必要であり、多ければ30人近い人が関わっている。1日平均にすると9人ということになる。

(2) 活用事業にかかる主催者側の人工数

活用事業で、主催者側の人達が、どれくらいの時間をかけているのかを調べるために、企画段階、広報、準備、実施当日、後かたづけなどに要した人工数の把握を行った。その結果(表 2)は事業内容に大きく依存するが、開催期間が他に比べて非常に長い南川家住宅の14日間連続イベントを除くと、1事業当たり約50～230 人工となっている。開催日1日当たりの平均値は、約83 人工となる。その中には、実施当日だけの人もあり、各支援者によってその事業にかかる時間数は、異なってくるが、平均すると1人約9時間であった。即ち、一つの事業を企画すると、合計で9時間程度の無償奉仕のできる人を10人程度必

要とすることになる。この場合の時間数には、打ち合わせ会議などに出席するための往復の時間は、含まれていないので、実際は、さらに多くの時間を割いてもらうことになる。

(3) 参加者人数と主催者側人数

今回の12活用事業には全体で2,100人余りが参加した。それに対し、主催者側の人数は、講演者等も含めると230人である。活用事業の内容によって、その比率は、大きく変わってくるが、平均すると参加者10人に対し1人以上の主催側の人たちが関係していることになる。

●表 2 事業実施のために必要な人の数と延時間

(単位 時間)

	期間	主催者	参加者 人数	企画	準備			実施		まとめ	合計 人工 時間
		(内講演 者等)		企画	広報	事前 準備	設営 準備	実施	かた づけ	報告・ PR	
	日間		人								
山田家1(公開・水墨画展・ハーモニカ演奏)	2	11(8)	169	4.5	6.0	40.0	2.5	13.0	2.5	2.0	70.5
山田家2(公開・手織り展・オカリナ演奏)	2	5(2)	152	4.5	6.0	40.0	2.5	13.0	2.5	2.0	70.5
畑田家1(公開・「少子化をめぐる話題」)	1	12(4)	50	12.3	4.0	41.0	3.0	3.1	4.0	120.0	187.4
畑田家2(小学生の見学とおしゃべり会)	1	6(3)	134	7.0	0.0	7.5	6.0	6.0	8.0	60.0	94.5
畑田家3(小学校への出前講座)	1	3(1)	96	3.0	0.0	41.5	0.0	2.0	0.5	0.0	47.0
寺田家(一般公開)	1	12(2)	234	6.0	7.0	16.0	6.0	71.0	2.0	2.0	110.0
寺西家(上方落語「田辺寄席」)	1	20(6)	60	50.0	60.0	26.0	30.0	14.0	19.0	18.0	217.0
兒山家1(伝統工法「土壁」)	1	7(1)	19	3.0	12.0	25.0	3.3	7.0	6.0	4.0	60.3
兒山家2(伝統工法「焼き板」)	1	7(1)	24	2.3	12.0	18.0	3.0	8.0	6.5	4.0	53.8
南川家1(町家の春雛めぐり)	14	91(10)	1031	8.0	6.0	34.0	0.0	238.0	1.0	3.0	290.0
南川家2(雛まつりの茶会)	2	24(2)	60	7.0	6.0	5.0	4.0	78.0	3.0	0.0	103.0
南川家3(文化財の町家と雛人形めぐり)	2	28(4)	100	8.0	6.0	34.0	0.0	178.0	1.0	0.0	227.0
合計 (%)	29			115.6	125.0	328.0	60.3	631.1	56.0	215.0	1531.0
		226(44)	2129	115.6	513.3			687.1		215.0	1531.0
				7.6%	33.5%			44.9%		14.0%	100.0%
南川家1を除く通常のイベント 合計 (%)	15			108.0	119.0	294.0	60.5	393.5	55.0	212.0	1242.0
		135(34)	1098	108.0	473.5			448.5		212.0	1242.0
				8.7%	38.1%			36.1%		17.1%	100.0%

4.活用事業にかかる経費

通常、このような事業を、採算事業として行う場合は、企画等を行う人の人件費、講師の謝礼、施設利用料、広告宣伝費、材料費、事務経費、傷害保険等の雑費などの経費を考慮し、これらの経費を入場料などの収入で賄うことになる。

しかし、登録文化財の家屋で企画されている活用事業では、その多くが、地域の人や興味ある人に無料か、あるいは僅かな資料代だけで楽しんでもらうもので、事業収入は殆どないのが実情である。また、会員制度の組織では、会費収入が事業経費に充当されているが、これも、無償奉仕の精神で会員になってくれる人達のお陰で成立しているともいえる。このような状況では、経費は創意工夫によって、出来るだけ切り詰めざるを得ない。

従来は、それぞれの登録文化財毎に活用事業を行っていたが、今回は、文化庁の委託事業に認められたことで、事業経費の一部を大阪府登録文化財所有者の会で負担することができた。これまで無料奉仕で行われていたものに、若干の予算を支払うことによって、事業の内容を質的に向上させることができたと思っている。

ここでは、登録文化財家屋で行われている活用事業を、①従来の方法で活用事業を行う場合、②文化庁の委託事業費を含めて活用事業を行う場合、③仮に、行政がこの活用事業を代行して行った場合について、それぞれの経費を試算してみた(表2、表3および表4参照)。

(1)従来の方法で活用事業を行う場合

人件費については、企画立案や計画作成のための労力はもとより、実施当日の会場設営や受付などの労力、後かたづけやまとめの労力についても、報酬は支払われていない。

講師謝礼は、一部支払われている場合もあるが、出来るだけ費用のかからない講師などを選定し、依頼しているのが通常である。

ただ、畑田家住宅で行われている「フォーラム」等は、ノーベル賞受賞者や国立大学元総長をはじめ世界的な学者や文化人と学童を含む広範囲な年齢層の参

加者との交流を目的として行われているため、一定の謝礼を出しているが、これも世間相場からすれば、かなり低額である。畑田家住宅活用保存会が、このようなことができるのは、300名を越える会員を有している組織であり、年間予算が寄付金を含めて年間60万円程度あるからといえる。

登録文化財家屋そのものの施設利用料は、電気・水道などの費用も含めて、無料となっている。

事業の企画案作成や広告宣伝は経費のかからない方法で行われているが、材料購入やある種の事務には経費の必要なことが多く、印刷、複写、郵送料などは、実費が必要である。

参加者に対する傷害保険は、特別な行事でないかぎり、掛けられていない。

●表3 活用事業にかかる経費

活用事業の段階	必要となる経費
1.企画	・会場費
2.広報	・ポスター制作・印刷費 ・チラシ制作・印刷費 ・郵送料
3.事前準備	・当日資料制作・コピー代 ・材料費 ・機材リース料 ・庭の剪定・除草の外注費
4.当日の準備	・車の借り上げ代
5.実施	・傷害保険金
6.当日かたづけ	・講師謝礼・交通費 ・施設利用料または光熱水費 ・アルバイト代 ・弁当代
7.報告・PR	・テーブル起こし ・印刷・出版費
○全体	・通信費 ・交通費 ・事務用品費 ・コピー代

以上のように、大抵の場合、人件費は予算化されていないので、無償奉仕ができる人に頼ることになり、その他の必要経費もできるだけ切り詰めることになる。

(2)文化庁委託事業費を含めて活用事業を行う場合
平成 20 年度は、われわれの文化財活用が文化庁の委託事業として認められたので、当会から 12 の事業に対して、総額 85 万円の支援を行った。その概要は、次の通りである。

- ①人件費については、当日の会場設営、受付などに携わった人にもみ支出した。
- ②一定金額の講師謝礼を支出したので、講師の質の向上にも効果があったと思う。
- ③施設使用料にも、一定金額を支出し、電気代や清掃等の労力に対する費用に充当できた。
- ④材料費や事務用品についても、一定金額を負担した。
- ⑤参加者に対する傷害保険を掛ることができた。

以上のように、これまで無償奉仕で行われていたものに、一定の金額が支出できるようになると、より質の高い講師をまねくことができ、広報についても改善が図られている。また、建物所有者にとっては、活用事業への自己負担が軽減され、それで浮いたお金を他の必要経費に充当できるようになっているのではないかと考えられる。

以上の結果から、これらの活用事業を行うに当たって、1 事業当り 5～10 万円程度の支援があれば、もっと多くの登録文化財に活用の輪がひろがり、また、現在行われている活用の内容も向上するといえる。

今回の文化庁委託事業のような活動に継続性を持たせるために、何らかの特別な仕組みを考える必要がある。

(3) 行政がこの活用事業を代行して行った場合

今回の 12 事業で合計約 1500 時間の労力が必要であった。これを、行政が全面的に行った場合は、活用に関わった職員の給与の一部が事業の人件費に含まれることになり、また、それに関する間接経費も必要となるので、それら費用を合算すると、経費の総額は、約 1100 万円になる。

何故かという、行政職員の平均年収を 600 万円とすると、年間の勤務日数を 250 日として、1 時間当たり 3,000 円の報酬となる。従って、行政職員の 1500 時間の労働は、450 万円の報酬に相当する。これは直接人件費であり、これに間接経費と講師謝礼、施設利用料、広告宣伝費、事務費等を加えると、直接人件費の倍額以上、すなわち 1000 万円以上になるのが普通である。(行政からの委託費は直接人件費・間接経費・技術経費・直接経費で構成される)

これらのことを勘案すると、今回の事業を行政職員が全面的に行った場合は、文化庁の委託費を含む経費 85 万円の支出に比較しても、その 10 倍以上の費用がかかることになる。

●表 4 イベントにかかる労力をお金に換算すると

活用内容と実施場所	開催 日数 日	A人工数 人*時間 トータル時間	B行政の場合 予算推算値 円	C組織支出費 含:委託費 円	割合 C/B %
山田家1(公開・水墨画展・ハーモニカ演奏)	2	70.5	507,600	96,800	19.1%
山田家2(公開・手織り展・オカリナ演奏)	2	70.5	507,600	93,800	18.5%
畑田家1(公開・「少子化をめぐる話題」)	1	187.4	1,349,280	59,563	4.4%
畑田家2(小学生の見学とおしゃべり会)	1	94.5	680,400	48,600	7.1%
畑田家3(小学校への出前講座)	1	47.0	338,400	7,000	2.1%
寺田家(一般公開)	1	110.0	792,000	70,400	8.9%
寺西家(上方落語)	1	217.0	1,562,400	48,400	3.1%
兒山家1(伝統工法「土壁」)	1	60.3	434,160	134,681	31.0%
兒山家2(伝統工法「焼き板」)	1	53.8	387,360	130,345	33.6%
南川家1(町家の春雛めぐり)	14	290.0	2,088,000	25,000	1.2%
南川家2(雛まつりの茶会)	2	103.0	741,600	111,000	15.0%
南川家3(登録文化財の町家と雛人形めぐり)	2	227.0	1,634,400	25,400	1.6%
計	29	1531.0	11,023,200	850,989	7.7%

$$B=A \times 3000 \times 2 \times 1.2 \text{ (円)}$$

表 5 イベント調査シートの記入例

●登録文化財名	山田家住宅	●実施年月日	2008 年10月25・26日
●イベント名	屋敷一般公開、水墨画個展、ハーモニカ演奏公演	●参加人数	2 日間で169名
●実施主体	山田家住宅保存活用協議会	●参加費	協力金 100 円(任意)

項目		内容	時間h
1. 企画	1-1 発意	出演協力者・出品協力者の提案受付	1.0
	1-2 企画づくり	保存会の企画担当役員	1.0
	1-3 主催者側の合意	保存会の月例役員会	2.0
	1-4 出演者の交渉	保存会の企画担当役員	0.5
	1-5 その他		
2. 広報	2-1 ポスター制作・掲示	保存会の広報担当役員	2.0
	2-1 ちらし制作・配布	保存会の広報担当役員	1.0
	2-3 新聞・雑誌・TV 等	保存会事務局が送信	1.0
	2-4 その他	保存会 HP 更新作業	2.0
3. 事前準備	3-1 参加申し込み受付	申し込み不要(来場者全員を受け入れ)	
	3-2 運営する人の確保	保存会メンバー、出演協力者、出店協力者	
	3-3 資料・プログラム作成	出演協力者＋保存会広報担当	2.0
	3-4 必要機材・材料手配	保存会備品貸出、出演者持参、出展者持参	1.0
	3-5 屋内のかたづけ・清掃	出演協力者たち	0.5
	3-6 屋外の整備・清掃	保存会メンバー	
	3-7 会場準備	保存会メンバー	
	3-8 雨天対策	特になし	
	3-9 その他		
4. 設営準備	4-1 機材等搬入	出演者とその協力・支援者	1.0
	4-2 会場設営	保存会メンバー	1.5
	4-3 その他		
5. 当日実施	5-1 受付・販売	保存会で受付、書籍や物品の販売、	6.0
	5-2 渉外・接待	保存会メンバー・山田家ご当主	1.0
	5-3 機械操作・撮影		
	5-4 案内・警備	保存会メンバー	
	5-5 司会・進行	保存会メンバー	
	5-6 出演者出迎え・見送り	不要	
	5-7 その他	屋敷案内(ガイド)は「泉南案内人の会」のメンバー	6.0
6. 当日かたづけ	6-1 参加者集計	保存会メンバー(来場者アンケートによる)	1.0
	6-2 収支確認	保存会メンバー	0.5
	6-3 支払い		
	6-4 収支決算	総会資料として作成、適宜公開	
	6-5 機材等の搬出	出演者・出展者	0.5
	6-6 会場の現状復帰	保存会メンバー	0.5
	6-7 その他		
7. まとめ	7-1 記録作成・総括	協議会通信(季刊)、保存会 HP、総会資料	
	7-2 会報等への報告掲載	7-1 に同じ	
	7-3 ホームページに掲載	7-1 に同じ	2.0
	7-4 その他		

5. 文化財の公開にともなう問題点

文化財の家屋を活用した事業の実施では、会場として、また、会場までの導入路として、文化財の一部を公開することになる。一方、公開そのものを目的とする場合は、庭や玄関、土間付近に限定して公開する場合から、ほとんど全体を公開する場合までいろいろある。今回の取り組みを通じて明らかになった文化財の公開にともなう問題点を整理する。

(1) 公開の範囲や公開対象者による問題点の相違

〈公開範囲〉 建造物の場合、外観だけであれば自由に見学できることが多いが、内部については、①玄関先の土間まで公開する、②客間など部屋の主要な部分を公開する、③全面的に公開する、といった場合が考えられ、どこまで公開するのかを検討する必要がある。また、履物をぬいである場合は、その取り扱いに対する配慮も必要である。

庭を公開するときは、そのルートや灯籠等に対する安全管理、庭の植木、草花や苔などの保護が問題になる。

〈公開対象者〉 文化財に対して一定の理解のある特定団体の場合と、一般に公開する場合とでは受け入れ側の対応が大きく異なる。「小学生の見学」など、文化財に理解のある特定団体の場合は、責任者が見学者全員をまとめてくれることから、受け入れ側の負担は少ないが、不特定多数を対象とした一般公開の場合は、参加者の理解と主催者側の監視体制がないと、いろいろな不祥事が起こる可能性がある。一般公開の場合の心配事例としては、①置物等がなくなる、②襖絵等が傷つけられる、③庭の苔が痛められる、などがあげられている。

(2) 主催者(所有者)側の負担

公開にあたって主催者(所有者)は、必要に応じて、引率、案内係、警備などに取り組んでいるが、一方、所有者としての金銭的、物的、精神的負担も大きい。

登録文化財建造物は、日常生活の場として利用されている場合が多く、建物の内部を公開することになると、一定の整理・整頓が必要になる。また、庭を公開する場合は、事前に庭師による剪定や清掃が行なわれるのが普通である。

6. 文化財の文化的活用の効果

文化財建造物を活用して行なう文化活動は、多面的な効果をもたらすことができる。今回の活用事業の成果として得られた効果を抽出すると次頁の図の通りである。

今回、文化財建造物を会場として、フォーラム、音楽会、落語会、展示会などの活用事業を行なったが、民家の空間そのものの持つ、自然と融合した、落ち着いた温かい雰囲気が、会場として効果的であることが参加者へのアンケートなどから明らかになった。

土壁塗りや焼き板づくりのワークショップを通じて木造住宅の伝統工法を体験してもらい、茶会や雛めぐりを通じて身近な地域で伝統文化にふれられる機会を提供することができた。

また、地域の文化財をネットワーク化することで、まちの活性化につながる可能性をもっていることが確認できた。貝塚では、登録文化財である町家に伝えられてきた雛人形の展示がまちにひろがり、歴史を活かしたまちづくりに展開しようとしている。

文化財建造物での文化活動に参加することが、地域住民の交流の機会となり、地域を見直す機会ともなる。伝統工法ワークショップは若い世代の関心が高いが、文化・教育フォーラムなどの参加者の平均年齢は若干高い。今後、教育・文化活動にも、若い世代の参加者が増えて、文化財への理解が深まり、文化財の次世代への引き継ぎが円滑に進行していくことを期待したい。

今回取り組んだ小学生の見学・おしゃべり会や出前授業では、子どもが文化財に接する機会をつくることで、子どもやその保護者の文化財についての認識を高めるだけでなく、昔の生活用具や農機具などについての体験を通して子どもの想像力を育て、道徳的・科学的能力の向上に効果的であると考えられる。

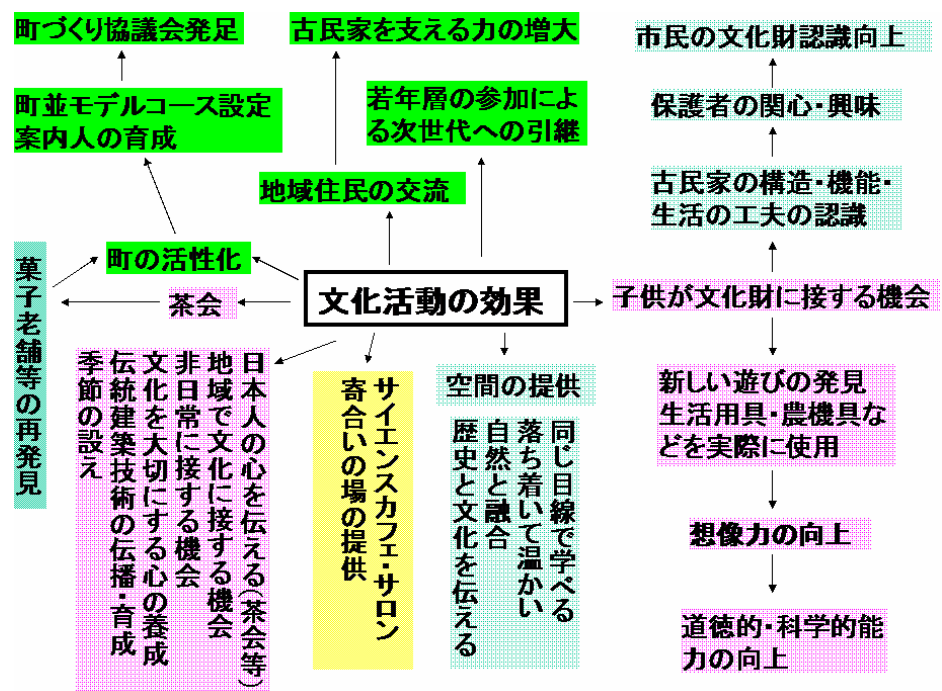
このように、文化財建造物を活用して文化活動を行なうことは、文化財建造物の空間そのものの活用にとどまらず、そこで営まれてきた暮らしと伝統文化にふれ、体験する場としても活用することができる。また、文化財と伝統文化への理解を深める機会を提供することも出来る。さらには、地域の交流やまちづくり、子どもの住育の場として活用することも可能である。

<http://www.culture-h.jp/tohroku-osaka/tohroku-dohtoku.pdf>

その中の、文化財建造物が住育の場として貴重であることを述べた部分を、以下に引用する。

「伝統的な木造住宅には、そこに住んできた人たちの生き様を示す構造や道具、生活の工夫がいっぱい詰まっています、想像力を働かせて、今はもういない昔の住人と話をしたり、これから生まれてきてそこに住むかもしれない人と話をしたりすることが可能となる。このように、古い家は潜在的教育力、すなわち住育の力を持った教室である。」

●文化財建造物における文化活動の効果



文化財保護法 第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義) 省略

(政府及び地方公共団体の任務)

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行なわれるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心得)

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の趣旨を達成するために行なう措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

7. 文化財活用に必要な協力、支援

文化財はそれが存在する土地や建物の歴史と深く関わっている。その活用は歴史を担ってきた者が、中心となっていくのが望ましい。ただ、それに対して、行政、市民、団体に期待できる支援も多い。それらを整理して、以下に示す。文化財所有者がこれらの支援者と一体となり、文化財活用を進めれば、その輪が広がり、継続性も高まると考えられる。

(1) 行政に期待される支援

①登録文化財の活用を一層進めるために、

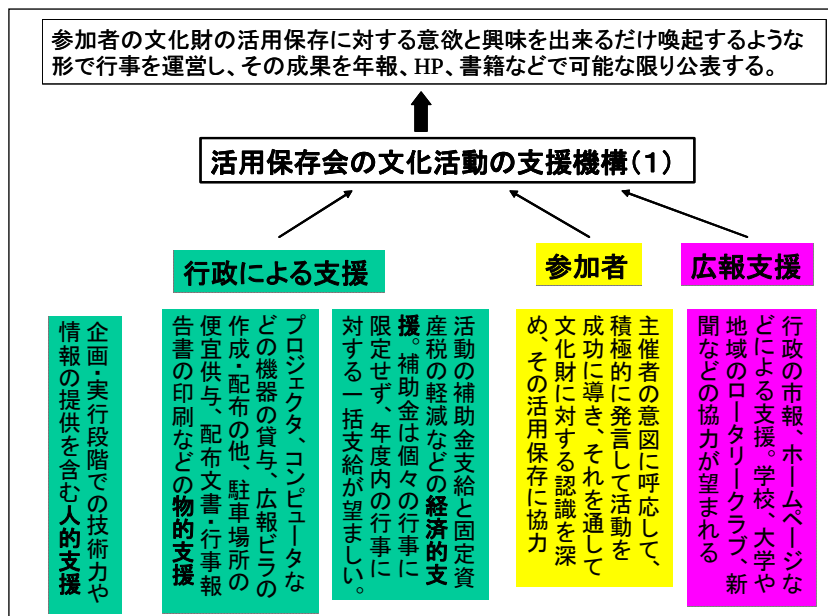
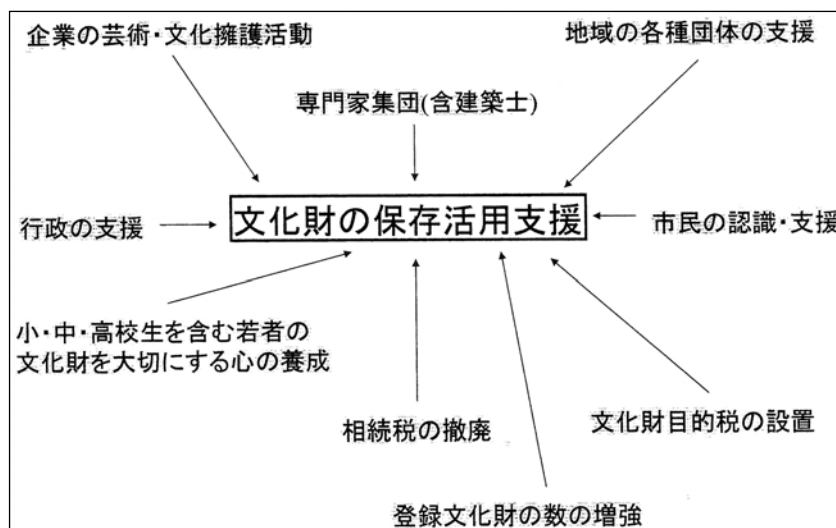
- ・企画及び実行段階での技術力提供のための人材支援
- ・一事業あたり5～10万円程度の金銭的支援
- ・設備(プロジェクター等)・備品等の機材の無償貸与
- ・複写、印刷等の便宜供与
- ・市の広報誌に掲載するなど広報活動の支援

②登録文化財の保存の推進のために

- ・建物補修工事費に対する支援
- ・税制支援(土地・建物に対する固定資産税、相続税等の優遇措置の拡大、文化財保存目的税の制定)

(2) 市民、企業、団体等に期待される支援

- ・市民・企業・地域の各種団体の文化財活用保存への積極的参加と精神的・物的支援
- ・文化財活用保存会などの活動に対する積極的参加と設立の支援
- ・大学、建築士会などの専門家集団の専門知識等の提供による支援
- ・マスコミや文化団体の広報・普及活動などの支援



8. まとめと今後の展開

(1) 今回の委託調査のまとめ

- ①文化庁の委託事業として、今回、文化財所有者等の協力を得て、大阪府登録文化財所有者の会が行った一般公開事業を含む文化・教育活動は、これを行政が行ったと仮定した場合の10分の1程度の費用で、極めて効率的に行うことができた。
- ②活動は所有者等の意欲・熱意・実行力・経済力により円滑に行われたが、その継続及び拡大のためには、文化財所有者、あるいはそれにかかわる団体等に対する行政や市民の協力が必要で、特に所有者等の奉仕活動を有効に生かすためにも行政の支援が不可欠である。
- ③文化財の活用を継続するためには、企画力、実行力、文章作成能力、かなり高度な情報処理能力を持ち、かつ、文化・教育に詳しく広範囲な人的ネットワークをもつ何人かの人材が必要で、このような人材育成のための教育的・社会的な配慮・措置が求められる。

(2) 今後の展開

- ①登録文化財建造物での文化・教育活動の継続と拡大が緊急の課題である。そのために、今回の成果をもとに登録文化財所有者に対する働きかけを行う。
- ②国民の登録文化財建造物への認識を深めるためには、その数の増大が必要である。そのために文化財行政に携わる人材の増強が緊急課題であることを、為政者、市民に訴える。
- ③登録文化財の活用を通して、市民の文化財への認識向上を図るとともに、その維持管理費用への公費の投入も含めた外部支援の必要性を訴える。
- ④学校教育における「文化や伝統を大切にすることを育てる」教育の推進を支援するために、小学校、中学校への出前授業を行なう。
- ⑤行政・企業・市民でささえる文化財活用保存基金の設立を目指す。
- ⑥上記の活動を通して、「平成の文化財をどのようにして後世に残すのか」を考える

■文化財活用に取り組む組織の紹介

1. 山田家住宅(平成 14 年 3 月登録)―山田家住宅保存活用協議会



＜組織の特色＞泉南市の SENNAN まちづくり市民会議や新家地区区長連絡会など、様々な市民活動団体から保存会を作ろうという動きが出て結成された。イベントを始めた頃は出演依頼をしていたが、今では「使わせて欲しい」という依頼があるほど、人気を集めている。

＜活動目的＞泉南市の貴重な文化・歴史遺産である山田家住宅を保存しつつ、活用することにより、この遺産を後世に引き継いで行くとともに、地域の活力を高め、その一層の活性化のために役立て、文化と歴史の豊かな魅力あるまちづくりを行う。

＜活動内容＞①一般公開：毎月（除 12 月）の第 4 日曜日（10：00～16：00）、②催し物：毎月の公開日と合わせた開催が多い。作品の展示や発表などは長屋門多目的ホール、演奏・公演会などは主屋の土間で開催、③小学校や大学の校外学習の受け入れ（山田家住宅の見学、農業体験や写生会などを実施）

＜組織＞設立：平成 16 年 4 月 25 日／会員数：個人会員 102 人、団体会員 17 団体(平成 20 年 12 月現在)／年会費：個人会員 1000 円、団体会員 5000 円（区長会からは助成金 10 万円 特別会員）／代表者：田中三郎兵衛／ホームページ：<http://www.rinku.zaq.ne.jp/chinu-no-sato/yamada/>

2. 畑田家住宅(平成 11 年 2 月登録)―畑田家住宅活用保存会



＜組織の特色＞畑田家住宅を活用して文化フォーラム、小学校高学年から中学校、高等学校の生徒を対象とする「畑田塾」ならびに一般公開を羽曳野市と同教育委員会の支援と大阪大学総合学術博物館の協賛のもとに、学校教育・生涯教育の支援と市民の文化的資質の向上を目指して活動している。講師には世界的に著名な専門家を多く招聘している。

＜活動目的＞文化財保護法の「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」という目的に沿って、建物の文化財としての価値を保持しつつ、これからも新しい文化を生み出し続けるための「活用」を行ない、市民の文化的資質の向上と交流を図る。

＜活動内容＞①畑田塾：自己形成の最も重要な時期と思われる小学校高学年から高校の生徒に、学問、芸術、芸能、実業等広く未知の分野の優れた人材との直接の出会いを持たせ、対話と学習を通して将来の道を見つけるきっかけを与える、②一般公開：地域の人々をはじめ多くの市民に畑田家住宅に接してもらうことにより、建物の新しい魅力や個性を引き出すことを一つの目的にしている、③講演会・フォーラムなど：人文・社会・自然科学と技術、芸術、芸能に関する専門家を招いて、講演会、シンポジウム、フォーラムなどを開催し、市民の文化的資質の向上と交流を図る、④事業報告：行事の成果を可能な限りホームページや年報、出版により公開する

＜組織＞設立：平成 13 年 11 月 1 日／会員数：314 人（男性 204 人 ・ 女性 110 人）（2009 年 7 月現在）／年会費：2000 円／代表者：畑田勇／ホームページ：<http://culture-h.jp/hatadake-katsuyo/index.html>

3. 寺田家住宅(平成 17 年 7 月登録)

活用保存会などの組織は設立されていないが、今回初めて一般公開を行なうに際しては、同時に一般公開を行なった三田家住宅、寺田家住宅、柏原市教育委員会の 3 者の組織で行なっている。また、共催として、特定非営利活動法人全国重文民家の集い、社団法人大阪府建築士会社会貢献委員会地域分科会が名を連ねている。一般公開の企画・運営については、柏原市教育委員会が中心となり、大阪府建築士会のメンバーが案内ガイド役を果たした。

4. 兒山家住宅(平成 14 年 2 月登録)—ナヤ・ミュージアムの会



＜組織の特色＞隣接する本家筋の住宅がマンションになったのを目の前にし、近所の主婦の「建物は個人のものでも、それを構成する景観はみんなのもの。この家を残したい」という声から始まった。小学生の社会見学など特別な行事以外は、一般公開はしておらず、「つくる」担い手としての参加を呼びかけている。

＜活動目的＞参加して「つくる」ことを楽しむミュージアムとして、伝統文化、技術や歴史を伝えるだけでなく、現代にも必要な感性を育み、地元を知り、将来の自分達

の地域環境について考えるきっかけをつくる。また、世代を超えて交流を深め、楽しくエコロジーなどの循環型生活が学べるよう、まちづくりの拠点となる場にする。

＜活動内容＞①資料整理・研究調査：第 2・4 水曜日午後 1：30～4：00 は兒山家住宅に集合し、市民学芸員を目指している。その他は、資料整理や掃除。②体験・見学：月末の土曜日・日曜日午前 10：00～12：00 と午後 1：30～4：00 は土壁塗りなど、参加者とともにミュージアムをつくりあげる。終了後は、ミュージアム見学や周辺の散策、交流会。③なにわ伝統野菜プロジェクト：活動日は毎日。無農薬、有機栽培での伝統野菜の栽培、加工、イベントでの販売。④公開講座：「市民学芸員講座」を年に数回開催。

＜組織＞設立：平成 16 年／会員数：約 50 人／年会費：なし／代表者：中井正弘

ホームページ：<http://blog.zaq.ne.jp/nayamuseum/>

5. 寺西家住宅(平成 15 年 12 月登録)

活用保存会は設立されていないが、寺西家住宅を活用してイベントに取り組む組織として、「どっぷり昭和町実行委員会」がある。平成 18 年に、「昭和の日」に開催する「どっぷり昭和町」というお祭りが始まり、それ以来、毎年開催している。また、上方落語「田辺寄席 in 寺西家」は「田辺寄席世話人会」が行い、「どっぷり昭和町実行委員会」のメンバーである、寺西家長屋の店の従業員が設営・受付など準備にあたる。落語会は、平成 19 年 6 月から毎月第 4 金曜日に行なわれている。

田辺寄席／設立：昭和 49 年・会員数：600 人・事務局：大久保敏

どっぷり昭和町実行委員会…委員長：岸本勝好

ホームページ：<http://www.teranishike.com/>

6. 南川家住宅(平成 19 年 6 月)—NPO 法人摂河泉地域文化研究所



＜組織の特色＞見学会や登録文化財の保存運動をしていたメンバーが、活動の幅を広げるために NPO 法人を設立した。NPO 法人設立前から活動拠点は小学校の前にあったため、昔から学校とのつながりがあり、子どもたちと関わる機会が多い。

＜活動目的＞現代社会の基盤である地域文化を、先人によって育まれた共有の資産であると考え、その担い手である市民の立場からの積極的な保護、活用を図ることによって、地域文化を活かしたまちづくりを推進し、かつ市民の学術の創造に寄与する。

＜活動内容＞①摂河泉地域等の考古資料、民俗資料、文献史料等歴史資料ならびに文化財の調査研究、②文化財公開施設の管理運営・伝統工法による古い建築物の保存と再生、研究、活用の支援、③登録文化財等の指定、保護、公開等の支援事業、歴史を活かしたまちづくりへの指導、助言、④地域文化に関する出版、その他、目的達成のために必要な事業

＜組織＞設立：平成 19 年 4 月 17 日／会員数：20 人／年会費：10000 円／代表者：南川孝司

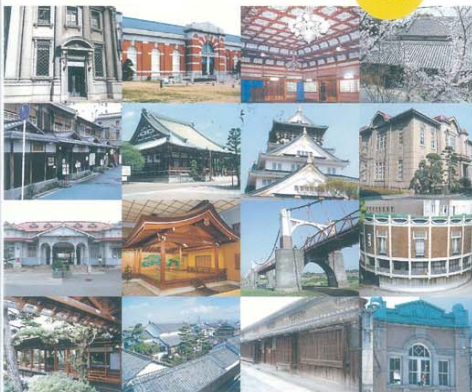


大阪府の登録文化財101箇所を掲載した
小冊子頒布中 (頒布価格500円)

大阪府の 登録文化財

活用と保存が個性あるまちをつくる

2008
年度版



大阪府登録文化財所有者の会

大阪府登録文化財所有者の会

(会長) 畑田耕一

<http://www.culture-h.jp/tohroku-osaka/>

(事務局)

〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町 1-50-25 寺西興一方

TEL06-6624-7618 FAX06-6622-8499

E-mail teranishikouiti@yahoo.co.jp